

## \*令和3年11月1日からレベル0.5とします

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための名寄市立大学の行動指針

11月1日から適用

レベル	内容	授業（講義・演習・実習）	研究活動	施設利用		学生の課外活動	学内会議	
				学生	学外者			
0	通常							
0.5	制限・一部のみ	コロナと共存	感染防止措置を行って教室確保等が可能な範囲で対面授業を実施。遠隔授業も継続する。	感染防止措置を十分講じた上で、対面で研究を行う。	各自が感染防止対策を行った上で利用する。	感染防止措置を十分講じた上で、活動を行う	感染防止を徹底した上でサークル活動を行う。市民との共同活動も含まれる	感染防止措置を前提に会議を行う
1	制限・小	感染拡大がおさまっている	遠隔授業を基本としながら感染防止措置を講じた対面授業を行う	感染防止措置を十分講じた上で、対面で研究を行う。	対面授業の学生、資料配布等、立入除外規定以外は禁止	感染防止措置を十分講じた上で、大学の許可を得て活動を行う	感染防止を徹底した上でサークル活動を行う。市民との共同活動も含まれる	感染防止措置を前提に会議を行う
2	制限・中	感染拡大注意とされた	遠隔授業を基本としつつ、一部の授業を感染防止措置を行って対面授業を行う	感染防止措置を十分講じた上で、必要最小限の人数で研究を行う。	対面授業の学生及び資料配布等、立入除外規定以外は禁止	打合せ以外は禁止	サークル活動はネットによるものとする。市民との共同活動は禁止	できる限りオンライン会議とする
3	制限・大	特定警戒地域に指定	遠隔授業のみ・資料配布	中止することで大きな研究の損失を被るような研究のみ、必要最小限の人数で行う。	資料配布等、立入除外規定以外は禁止	原則、立入禁止	サークル活動はネットによるものとする	できる限りオンライン会議とする
4	原則禁止	クラスターの発生で閉鎖が必要	遠隔授業のみ	研究活動を中止	立入禁止	立入禁止	全面禁止	オンライン会議のみ

\* 立入除外規定とは、図書館、教室、PC室、演習室（遠方学生の待機）、資料配布、健康サポートセンター、キャリア支援、ラウンジ、学生食堂を指す

\* 市民との共同活動とは、コミュニティケア教育研究センターにおける地域の活動を指す